

## e ラーニング教材を活用した学習支援事業仕様書

### 1 事業名

e ラーニング教材を活用した学習支援事業

### 2 目的

鳥取市 GIGA スクール構想により整備した 1 人 1 台端末を使って、授業や家庭学習における個別学習の場面に e ラーニング教材を活用し、一人ひとりの理解度や習熟度にあわせた学習を充実させることで、本市市立学校に通う児童生徒の学力向上を図ることを目的とする。

### 3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

令和 7 年度の単年度契約とするが、事業の遂行状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合に限り、令和 8 年度の契約を更新する。ただし、令和 8 年度中に、令和 9 年度の契約締結に向けて改めて選考を行うものとする。

### 4 児童生徒数

《小学校・義務教育学校前期課程》

《中学校・義務教育学校後期課程》

学年	人数	概数
1 年	1,344 人	約 2,800 人
2 年	1,414 人	
3 年	1,554 人	約 3,100 人
4 年	1,526 人	
5 年	1,573 人	約 3,200 人
6 年	1,541 人	
合計	8,952 人	約 9,100 人

学年	人数	概数
1 年・7 年	1,568 人	約 4,500 人
2 年・8 年	1,430 人	
3 年・9 年	1,483 人	
合計	4,481 人	約 4,500 人

※人数は、令和 6 年 9 月 1 日時点のものであり、実際とは異なることがある。

### 5 内容

#### (1) システム仕様について

- ① iOS/iPadOS, ChromeOS, WindowsOS の 3 つの OS すべてで利用できること。
- ② ブラウザは Safari, Google Chrome, Microsoft Edge のすべてで利用できること。
- ③ 各種利用環境に合わせたクラウド運用による Web 配信やローカルインストールなど、いずれかの方法にて提供し、安定的に利用できること。
- ④ 各種コンテンツの学習履歴は、受注者が提供するパブリッククラウドで運用すること。
- ⑤ サーバについては、強固なセキュリティ体制が構築されており、個人情報の保護及び適正な管理を 24 時間 365 日行う運用監視体制や不正侵入検知・防止機能など、個人情報の

流出を防ぐ対策を構築していること。

(2) コンテンツの仕様について

- ① 鳥取県 e ラーニング教材活用等支援事業費補助金の補助要件(ア)(イ)を満たす教材であること。
  - (ア) 未習の内容等を取り組むための解説等が行われる機能があること。
  - (イ) 児童生徒ごとの学習状況について、学習した教科、取組時間、学習の理解度を教員が把握できる機能があること。
- ② 児童生徒の習熟度に合わせた学習を実現するため、個別学習を支援するものであること。
- ③ 各種問題は、タブレット端末上で解答し、自動採点ができること。
- ④ 小学校用は、1～6年生の国語・算数・理科・社会・英語（理科・社会は3年生以上、英語は5年生以上）の5教科を含み学習指導要領に準拠していること。中学校用は、1～3年生の国語・数学・理科・社会・英語の5教科を含み、学習指導要領に準拠していること。また、児童生徒は、当該学年以外の内容も利用できること。
- ⑤ 教師が問題を選択して、児童生徒に課題を配布できる機能があり、学習状況まで確認できること。
- ⑥ 児童生徒一人ひとりの回答状況（正誤）に応じて、習熟度に合った個別の練習問題等を自動で誘導し、提供する機能を有していることが望ましい。
- ⑦ 単元ごとに確認テスト等が用意され、その結果をフィードバックし学力補充を行えるような機能を有していることが望ましい。
- ⑧ 教師が、児童生徒に対して学習のアドバイス等を配信できる機能があることが望ましい。
- ⑨ 家庭での通信環境に対応できるよう、オフラインでも利用することが可能であることが望ましい。

(3) アカウントについて

- ① 利用にあたっては、児童生徒及び教職員の個々の Google アカウントを用いたシングルサインオンで使用（ログイン）できること。
- ② 発注者に対して、各学校の次の事項を管理画面から確認できるようにアカウントを発行すること。

(ア) 児童生徒のログイン状況	(イ) 児童生徒が学習した教科
(ウ) 児童生徒の取組時間	(エ) 児童生徒の解答結果
- ③ 教師が児童生徒一人ひとりの取組状況を把握できる管理画面及び児童生徒からの質問に対応できるよう児童生徒と同じ画面が確認できるようなアカウントを発行すること。

※ ②、③については、無償であること。

## 6 サポート

- (1) 発注者、各学校からの問い合わせに対応する連絡先（電話番号、電子メールアドレス、担当者名等）及びサポート体制を記した内容の文書を発注者及び各学校に提示すること。
- (2) 導入後の活用支援の仕組みとして、マニュアルの配布や教師専用の活用支援サイト、動画により活用方法を説明するサイト及び研修メニュー等を用意すること。

- (3) サポートに係る教師用研修等の費用は、受注者負担とする。研修会の実施内容等については、受注者と発注者が協議の上決定する。

## 7 利用料の支払い

- (1) 受注者は、年度当初人数（令和7年4月1日時点の児童生徒数）に予備アカウントを加えて、各学校にアカウントを発行すること。教師用も同様とする。
- (2) 本事業に係る利用料は、各学校が集計した児童生徒の使用アカウント数に基づき、発注者が支払うものとする。集計は半期毎（4～9月、10～3月）に行うものとし、各半期における最終月1日時点での使用アカウント数に基づいて利用料を計算する。

なお、児童生徒が本市市立学校から転出する場合は、当該児童生徒は転出する日の属する半期末までeラーニング教材を利用できるものとし、本市市立学校以外に通う児童生徒が本市市立学校へ転入する場合であって、その転入日が各半期の最終月に属する場合にあっては、当該月からアカウントを発行するが、料金の発生は翌半期分からとする。

- (3) 発注者は、1年間の利用料を年度末にまとめて支払うものとする。ただし、契約不適合があった場合等、利用料の支払を行わないことに正当な理由があるときはこの限りでない。

## 8 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けずに、事業の再委託（請負含む。）を行ってはならない。

## 9 秘密の保持

- (1) 事業の遂行上必要であると認められる場合に、発注者及び各学校が事業者提供する児童生徒のデータは、次のとおりとする。

(ア) 学校名 (イ) 学年 (ウ) 学級 (エ) 出席番号 (オ) 氏名  
(カ) Google アカウント

- (2) 本事業の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。事業終了後も同様とする。

## 10 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては十分な注意を図り、流出・損失が生じないように取得・保護・管理をしなければならない。（詳細は、契約締結時に個人情報取扱特記事項へ記載する。）

## 11 その他

- (1) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してその都度定めるものとする。
- (2) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。